



# 若草六丁目町内会会則

令和6年4月1日  
若草六丁目町内会

## 若草六丁目町内会会則

(名称)

第1条 本会は若草六丁目町内会(以下「町内会」という)と称する。

(目的)

第2条 町内会は、明るく、朗らかな笑顔で声を掛け合い、協力し協調のもとに、住みよい安全で安心して暮らし続けられる、住民のためのまちづくりを目指すことを目的とする。

(組織)

第3条 町内会は、若草六丁目町内在住の全住民(以下「会員」という)で構成する。  
2 一戸を1世帯とし単位とする。

(事業活動)

第4条 町内会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業活動を行う。

- (1) 会員全員のふれあい、交流、親睦および連絡に関すること。
- (2) 会員の生活環境の充実、向上および改善に関すること。
- (3) 会員の慶弔に関すること。
- (4) 志津南学区まちづくり協議会事業活動への積極的参加と協力、連絡調整、協議に関すること。
- (5) 行政および各種団体との連絡調整、必要な事業活動への参加と協力に関すること。
- (6) その他、町内会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(役員)

第5条 町内会に次の役員を置く。

- |              |    |
|--------------|----|
| (1) 会 長      | 1名 |
| (2) 副会長      | 1名 |
| (3) 会 計      | 1名 |
| (4) 環境美化委員   | 1名 |
| (5) 交通防犯委員   | 1名 |
| (6) スポーツ振興委員 | 1名 |
| (7) 社会福祉委員   | 1名 |
| (8) 人権教育推進委員 | 1名 |
| (9) 青少年育成委員  | 1名 |

- |          |     |
|----------|-----|
| (10)班 長  | 8 名 |
| (11)会計監査 | 2 名 |

(役員を選出)

第 6 条 会長は、1、自薦 2、他薦 3、輪番制

副会長・会計・各委員は、1、他薦、2、輪番制

班長は、1、輪番制を順序とし選出する。

- 2 選出方法詳細は役員選出規定に定める。
- 3 会計監査は、原則前年度の会長および会計が就く。

(役員の仕事)

第 7 条 役員の仕事は次に掲げる通りとし、各部門における町内会の代表として事業活動を遂行する。

(1)会長

- ・町内会を代表し会務全般を統括する。
- ・町内自主防災会の会長を兼務する。
- ・志津南学区まちづくり協議会(以下「協議会」という)の理事に就く。
- ・若草・岡本西自主防災ブロック会議構成員に就く。
- ・集会所管理委員に就く。
- ・草津市行政事務一部委嘱者、および地域安全連絡所責任者でもある。
- ・若草・岡本西地区町内会協働活動委員会の委員に就く。

(2)副会長

- ・会長を補佐し、会長事故ある時はその仕事を代行する。
- ・町内自主防災会の副会長を兼務する。
- ・町並み保存委員(町内委員)を兼務する。
- ・協議会のふれあい推進委員に就く。
- ・協議会の代議員に就く。

(3)会計

- ・町内会の資産および出納仕事を統括する。
- ・会計仕事に必要な書類を管理保管する。
- ・協議会の代議員に就く。

(4)環境美化委員

- ・環境整備、衛生美化、清掃に関すること。
- ・公園、集会所倉庫、ゴミステーションの維持管理。
- ・協議会の環境美化委員会委員に就く。
- ・若草・岡本西地区環境美化委員会委員に就く。

(5)交通防犯委員

- ・交通安全、防犯に関すること。
- ・協議会の交通防犯委員会委員に就く。
- ・地域安全指導員でもある。
- ・町内全般の防犯灯維持管理。

(6)スポーツ振興委員

- ・スポーツ振興、健康維持、増進に関すること。
- ・教養娯楽、レクリエーションに関すること。
- ・協議会のスポーツ振興委員会委員に就く。

(7)社会福祉委員

- ・社会福祉に関すること。
- ・高齢者団体との連絡協議、敬老関係の行事への協力。
- ・協議会の社会福祉協議会委員に就く。

(8)人権教育推進委員

- ・人権教育推進、啓発に関すること。
- ・町内学習懇談会の開催、人権教育に関する各種講演会への参加。
- ・協議会の人権教育推進委員会委員に就く。

(9)青少年育成委員

- ・青少年の健全育成、非行防止に関すること。
- ・こども 110 番の運営管理。
- ・協議会の青少年育成委員会委員に就く。

(10)班長

- ・班を代表して会務に協力し、班内の連絡協議調整を行う。
- ・町内自主防災会の班長を兼務する。
- ・町内会選挙管理委員に就く（10月町内役員会後）。

(11)会計監査

- ・会計年度終了後に町内会の会計、資産を監査し、総会にて報告する。

(役員任期)

第 8 条 役員任期は 1 年とし再任を妨げない。但し、3 年を限度とする。

また、欠員による途中交代の場合における任期は、前任者の残任期間とする。

2 任期は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。但し、フォローアップ体制として 7 月末まで前年度の役員が助言と援助を行うものとする。

(会議)

第 9 条 町内会に次の会議体を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(総会)

第 10 条 総会は、戸の代表者で構成し、町内会の最高議決機関として、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業活動の報告、事業活動計画および運営に関すること。
  - (2) 決算予算および資産に関すること。
  - (3) 町内会会則の改廃に関すること。
  - (4) 役員を選出に関すること。
  - (5) その他、町内会の運営について重要な事業活動に関すること。
- 2 定期総会は、年 1 回 3 月に開催し、臨時総会は必要に応じて会長が招集する。
  - 3 総会は、会員の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立する。
  - 4 総会の議長は、出席した会員の互選により選出する。議事録は現・新会計 2 名で作成する。
  - 5 総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(役員会)

第 11 条 役員会は、町内会の執行機関として、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 第 4 条に規定する事業活動の執行に関すること。
  - (2) 総会に付議する事項に関すること。
  - (3) 町内会施行細則に関すること。
  - (4) 役員の人選、人選に関すること。
- 2 定期役員会は、原則 2ヶ月に1回以上開催し、臨時役員会は必要に応じて会長が招集する。
  - 3 役員会は、役員 3分の2以上の出席をもって成立する。
  - 4 役員会の議長は、会長がこれにあたる。議事録は会計が作成する。
  - 5 役員会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(事業活動年度)

第 12 条 町内会の事業活動年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを年度とする。但し、会計事務の処理は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までとする。

(経費 会費)

第 13 条 町内会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

2 会費の内訳は、町内会運営費および協議会会費、若草・岡本西地区町内会協働活動会費、若草地区集会所維持管理費とする。

3 会費は、1 戸あたり 4,800 円/年とする。

(1)内町内会運営費 3,100 円/年。

(2)内協議会会費 500 円/年。

(3)内若草・岡本西地区町内会協働活動会費 300 円/年。

(4)内若草地区集会所維持管理費 900 円/年。

4 毎年 4 月と 10 月に半年分を徴収する。但し、必要ある場合には、臨時会費を徴収することができる。4 月及び 10 月に転入した場合のみ、その半期分の会費を徴収する。徴収した会費の返却は行わない。4 月及び 10 月の転出者からは徴収しなくても良いとする。また 4 月、10 月から 4 か月以上の長期不在においては徴収しなくても良いとする。

5 協議会会費、若草・岡本西地区町内会協働活動会費、若草地区集会所維持管理費は、会費徴収後に戸数を協議会に申告し収める。

(弔慰金)

第 14 条 会員が死亡したときは、下記の金額の弔慰金および供花を供える。

(1)弔慰金 10,000 円

(2)供 花 10,000 円程度

(会則の改廃)

第 15 条 本会則の改廃は、総会の議決をもって行うものとする。

(その他)

第 16 条 この会則に定めるもののほか、必要な規定、施行細則事項は別に定める。

2 役員会が定め、総会の議決をもって改正することができる。

(1)役員選出規定

3 役員会が定め、役員会の協議、議決をもって改正することができる。

(1)施行細則

(2)役員会確認事項

付則

本会則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(改正記録)

平成25年3月23日 全面的に改正  
平成26年3月22日 一部改正  
平成27年3月28日 一部改正  
平成28年3月26日 一部改正  
平成29年3月25日 スポーツ振興委員の任務を追加、会費の徴収、返却の変更  
平成30年3月24日 一部改正

第7条 協議会の代議員人数の見直し

第13条 協議会会費及び町内会費の見直し

平成31年3月23日 一部改正

第11条 役員会開催頻度の見直し

第13条 会費徴収対象者の定義追加

令和4年3月26日 一部改正

第13条 会費内訳の変更

備考(発足)

昭和 59年4月 1日 若草町内会

昭和 62年4月 26日 若草町内会

平成 10年4月 1日 志津南学区自治連合会

平成 17年4月 1日 志津南地区自治連合会

平成 24年4月 1日 志津南地区まちづくり協議会

平成 26年4月 1日 志津南学区まちづくり協議会

若草六丁目町内会会則第 16 条 2 項(1)

### 若草六丁目町内会役員選出規定

(目的)

第1条 本規定は若草六丁目町内会会則第 6 条および第 9 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(選挙管理委員会)

第2条 毎年 10 月役員会において、選挙管理委員会(以下「委員会」という)を設立する。

2 委員会は班長で構成し、委員長は委員の互選とする。但し、自薦予定者は除く。

(告知)

第 3 条 委員会は、毎年 11 月 1 日に、会長立候補者(自薦)の受付を町内回覧にて行う。

2 11 月 20 日までを受付期限とする。

(立候補)

第 4 条 会長は、会員の中から選挙により選出する。

2 会長立候補者は、会員 5 名以上の推薦人による推薦状および所信表明書(書式は自由、署名押印)を委員会に提出する。

3 立候補者が複数名居られる場合は、委員会は推薦人による推薦状、および所信表明書の写しを全戸に配布し、投票準備(詳細は委員会が決定)に取り掛かる。

4 選挙権は、会員 1 戸 1 票とし、即日開票、最多得票数を得た方を当選とする。

5 開票結果は、町内回覧にて全戸に通知する。

6 立候補者が 1 名居られる場合は、委員会は推薦人による推薦状および所信表明書の写しを全戸に配布し、信任投票は行わず当選とする。

(推薦)

第 5 条 立候補者が居られない場合は、委員会は 11 月 21 日をもって役員人事委員会に衣替えし、候補者を推薦(他薦)することができる。

2 委員会の推薦状、および推薦候補者本人の承諾書(署名押印)の写しを町内回覧にて全戸に通知し選出する。

3 副会長・会計・各委員も同様とする。

(輪番制)

第 6 条 立候補者も推薦候補者(自薦も他薦)も居られない場合は、輪番班による輪番制とし総会において選出する。

2 役員輪番班は次の通りとする。



	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
会長	E	F	H	A/G	B	C	D
副会長・ふれあい	F	H	A/G	B	C	D	E
会計	H	A/G	B	C	D	E	F
人権教育推進	H	A/G	B	C	D	E	F
スポーツ振興	A/G	B	C	D	E	F	H
社会福祉	B	C	D	E	F	H	A/G
環境美化	C	D	E	F	H	A/G	B
交通防犯	D	E	F	H	A/G	B	C
青少年育成	D	E	F	H	A/G	B	C

- 3 会長が立候補推薦により選出された場合、副会長・会計・各委員が推薦により選出された場合および役員が再任された場合は、その年の該当輪番班からの役員選出は見送る。

(輪番制選出の留意重要事項)

第7条 役員に選出されることが著しく困難な世帯は辞退を申し出ることができる。

- 2 辞退を申し出る世帯は、理由書(簡素理由、署名押印)を班長に提出する。

(1) 災害時避難要援護登録者、高齢単身者、要介護者と同居、および心身の健康に支障がある方。

(2) 他の理由で職務職責の遂行不可能と自分自身で判断された高齢者世帯の方。

- 3 職務職責の遂行不可能と班内会員相互で合意判断された世帯の方。

- 4 町内会長歴任者の再度会長職。

但し、班内会員相互の理解納得を得ることとする。

- 5 11月30日までを申し出る期限とする。

- 6 辞退者を承認した班の役員選出は次の順番輪番世帯とする。

(役員人選)

第8条 若草六丁目町内会役員選出規定に基づき、毎年12月21日には次年度役員人選を完了する。

(役員選出規定の改正)

第9条 本規定は役員会の協議をもって定め、総会の議決をもって改正できるものとする。

付則

本規定は、平成25年4月1日から施行する。

(改正記録)

平成 25 年 3 月 23 日 全面的に改正

平成 26 年 3 月 22 日 一部改正

平成 31 年 3 月 23 日 一部改正

### 若草六丁目町内会施行細則

(目的)

第 1 条 本細則は、若草六丁目町内会会則に基づき、町内会の運営、管理、執行、その他について補足必要な事項を定めるものとする。

(班別懇談会)

第 2 条 班別懇談会は、班内会員の交流、親睦を目的とする。

2 年一回は開催し、班長が招集する。

(顧問)

第 3 条 町内会に、顧問を置くことができる。

2 顧問の委嘱は役員会の議決で行い、任期は役員に準じる。

3 顧問は、会長の諮問役として、会長および役員会に意見を具申することができる。

(総会議事録)

第 4 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し保存管理する。

2 会員の現在世帯数および出席者数、委任者数。

3 議事の経過概要および結果。

4 議長および議事録署名人(2 名以上)署名押印。

5 総会議案書とともに 5 年間は閲覧できる状態で保存し、会長が引継保存管理する。

(町並み保存専任委員)

第 5 条 町並み保存委員会から推薦を受けた町並み保存委員(専任委員)の承認は、役員会にて行い、必要に応じて会長が招聘し役員会に出席することができる。但し、町並み保存関連以外の協議議決権はないものとする。

(六丁目掲示板の維持管理)

第 6 条 掲示板およびネームプレートの維持管理は、町内会長の責任において行う。

2 使用者は申請時、掲示物に町内会長許可印を受け掲示期間を明記し使用する。

3 政治、宗教、公の秩序または風紀を乱すおそれがあるものは許可しない。

4 地区内団体、および六丁目会員個人の営利事業等に関するものは、役員会の決裁とする。

5 掲示期間経過後は、使用者の責任において掲示物を速やかに取り除く。

6 ネームプレートの変更は、転入出移動届け受理後 10 日以内に行う。

(役員活動費)

第7条 役員活動費は以下とする。当該年度の活動状況を鑑みて、以下の金額を上限とし、役員会にて変更を協議しても良い。

(1)会長 12,000 円/年

(2)副会長・会計・専門委員・班長 6,000 円/年

(施行細則の改正)

第8条 本細則は、役員会で協議、議決をもって改正できるものとする。

付則

本施行細則は、平成25年4月1日から施行する。

(改正記録)

平成25年3月23日 全面的に改正

令和3年10月23日 一部改正

第7条(役員活動費)の追加とそれに伴う(施行細則の改正)の条繰り下げ

若草六丁目町内会会則 第16条3項(2)

### 若草六丁目町内役員会確認事項

(目的)

本役員会確認事項は、若草六丁目町内会役員会で確認すべき事項、および各班統一すべき事項を定めるものとする。

(転入出移動届け)

該当班長→転入出移動者本人→町内会長→民生児童委員に提出。

1部コピーを町内会長保管管理(守秘義務取扱注意)。

(弔慰)

★喪主様に相談が大前提。

○喪主様より連絡があった場合、(班長→会長)もしくは(会長→班長)(ルートは他もあり)。

- 1 喪主様に相談の上、該当班長名で訃報のお知らせを当班内全戸、近隣、交友関係者宅に儀式の日時、場所等決定次第、緊急配布
- 2 お手伝いの有無を確認(班長)お手伝いは原則、班長と班住民
- 3 喪主様に相談の上、供花等の手配(会長)
- 4 会長は、お通夜もしくは告別式に参列(弔慰金持参)

5 後日、喪主様に相談の上、町内会長名で、訃報お知らせ(6丁目全戸単独回覧、緊急配布先を除く)

○喪主様より連絡がない場合(家族葬、内々に執り行なれる、行なわれた場合)

1 後日、弔慰金を持参してご焼香

2 喪主様に相談の上、町内会長名で訃報お知らせ(6丁目全戸単独回覧)

★会計処理

1 供花は領収書

2 弔慰金は喪主様名義で会長が領収書代筆(役員会で承認を得る)

(職務の代行)

副会長に事故ある時は、会計が代行、会計に事故ある時は、副会長が代行、委員に事故ある時は、〇〇が代行、班長に事故ある時は、〇〇が代行。

(班別懇談会について)

(補佐役員の有無について)

(一斉清掃協力金について)

(環境美化活動経費について)

(その他について)

総会議長は前年度副会長、会計監査報告は前年度会長もしくは前年度会計、司会進行は現副会長。

(確認事項の改正)

本確認事項は、毎年度、第1回役員会で確認し定めるものとする。

(改正記録)

令和3年4月17日 一部改正

CATV セキュリティ業務終了の為(弔慰)「CATV 放送手配(班長)(様式見本あり)」を削除

(職務の代行)について追記